# 令和4年度第8回総会(月例)議事録

時 令和4年10月28日(金) 午前10時開会 H 場 所 市役所本館2階 講堂 出席委員 上入來 幸一(会長) 仮屋 幸孝(会長代理) 弟子丸 宗一(運営委員) (18名) 有村 伊智博 岩元 節朗 上四元 正昭 池田 晃 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 **松椒** 稔 堀之内 薫 横峯 明人 本多 剛 穂満 和廣 福永 大悟 欠 席 委 員 (1名) 事 務 局 主 幹 新村 山﨑、村田、末永、尾堂、東、小村、児之原 支局主任 専門員 水盛、髙山、吉満、矢崎、有村、渡邉 主査 帖地、安樂 主事 飯泉 米倉、西、平川 主任 農政総務課 主 任 橋口 議 題 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件 報告事項 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 相続税の納税猶予に関する件について(税務署照会) 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 7 農地パトロールの結果について

## 議 長 開 会(午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第8回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、福永委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、有村委員、穂満委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

それでは、議題の審議に入って参ります。

				議
				議題1.農地法第3条許可申請に関する件
				1ページ~2ページ 4件
議			長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願します。
1	4	番	委員	ご報告します。 番号1号、申請事由:贈与、受贈、権利の種別:所有権移転、贈与。 以上です。
議			長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5	番	· 委	員	ご報告します。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議			長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7	番	<b>等</b>	員	ご報告します。 番号3号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議			長	次に、松元、17番委員お願いします。
1	7	番	委員	ご報告します。 番号9号、相手要望、実習農園、所有権移転、売買。 この件につきまして、補足説明いたします。 譲受人は、申請地の隣接地で障害者支援施設等を経営する社会福祉法人です。 申請地を取得し、障害のある施設利用者の自立支援訓練のため、農作業活動や 農産物栽培等を通じて、活動の充実を図り、心身ともに健やかに育成され、また 自立した生活を地域社会において営むことができることを目的に、就労支援事業 を行うものであることから、 農地法の不許可の例外規定施行令第2条第1項第1号ハに該当するため、農地 を取得することができると判断したところです。 以上です。

議			長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、番号4号は、農地法施行令第2条第1項第1号 ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願 いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  「「2番委員」挙手あり〕  はい、2番委員どうぞ。		
2	番	委	旦	番号2ですが、経営面積がないのですが、新規就農者ではないですね。3条調査書を見てみますと、「譲受人の経営農地は全てが耕作されており」となっておりますが、経営面積はないのに、なぜこういう表記になるのですか。		
桜	島	支	局	この件につきまして、ご説明いたします。 譲受人と譲渡人は、利用権を設定し40年以上を耕作しておりました。利用権の期間満了により、今回、この農地を譲り受けて、新たに耕作するものです。 以上です。		
2	番	委	員	わかりました。		
議			長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申 請に関する件」4件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。		
	議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 3ページ 2件					
議			長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。		
1	4 番	委委		ご報告します。 番号1号、用途・施設:貸駐車場195.00㎡、通路等173.00㎡、周 囲の状況及び被害防除計画:東…宅地、西…雑種地、南…水路、北…市道、境界 …ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。		

-344-		=	
議		長	次に、松元、17番委員お願いします。
1	7 番	委員	ご報告します。 番号2号、駐車場54.00㎡、東・南・北…本人畑、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。 以上です。
議		長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、 第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申 請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。
			議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 4ページ~9ページ 19件
議		長	4ページ~9ページ 19件
	番	長 員	4ページ~9ページ 19件 次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。

### 1 4 番 委 員

ご報告します。

番号2号、資材置場237.00㎡、駐車場32.00㎡、通路216.00㎡、転回場等169.38㎡、東…里道、原野、西・南…原野、北…宅地、水路、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号3号、住家1棟106.32㎡、庭敷地等391.68㎡、東…私道、宅地、西…宅地、他人畑、南…他人畑、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件に関しましては、補足して説明します。

雨水につきましては、申請地西側の宅地に排水管を埋設し市道側溝へ流す承諾を得ています。

番号4号、資材置場360.00㎡、通路等140.00㎡、東・北…農道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号5号、住家1棟83.22㎡、庭敷地等292.78㎡、東…渡人畑、西…宅地、雑種地、南…私道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件に関しましては、補足して説明します。

雨水につきましては、申請地南側の私道に排水管を埋設し市道側溝へ流します。 番号6号、建売住宅1棟87.36㎡、庭敷地等183.64㎡、東…河川管 理道路、西・南・北…他人田、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

#### 議長

次に、吉野、6番委員お願いします。

#### 6 番 委 員

ご報告します。

番号7号、通路172.00㎡、東…農道、西…受人畑、南…宅地、他人畑、北…渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号8号、住家1棟113.03㎡、庭敷地等385.97㎡、東…他人畑、 渡人畑、西…宅地、南…県道、渡人畑、北…他人畑、雑種地、境界…コンクリー ト擁壁、ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号9号、車両置場148.00㎡、転回場等236.00㎡、東…宅地、他人畑、西・北…渡人畑、南…県道、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号10号、資材置場138.00㎡、法面79.00㎡、転回場等222.00㎡、東…他人畑、西…農道、南…宅地、他人畑、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。

番号11号、住家1棟84.46㎡、庭敷地等177.54㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

番号12号、建売住宅1棟55.89㎡、庭敷地等167.48㎡、東…宅地、西…渡人畑、南…他人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

以上です。

議長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号13号、住家1棟103.09㎡、庭敷地等410.91㎡、東…宅地、市道、西…雑種地、南…他人畑、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号14号、住家1棟122.00㎡、庭敷地等338.00㎡、東・南…宅地、他人畑、西…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	ご報告します。 番号15号、宅地分譲5区画1,149.30㎡、通路210.20㎡、ゴミ 置場1.80㎡、東・北・・・他人畑、西・・市道、南・・渡人畑、境界・・ブロック積、 雨水・・市道側溝、所有権移転、売買。 番号16号、資材置場97.50㎡、駐車場36.00㎡、転回場196.5 0㎡、東・・・貸人畑、西・・・宅地、南・・・水路、北・・・県道、境界・・・土留、雨水・・・自然流下、賃貸借権。 番号17号、建売住宅2棟111.37㎡、庭敷地等368.63㎡、東・・・他人畑、西・・・渡人畑、宅地、南・・・私道、宅地、北・・・原野、境界・・・ブロック積、雨水・・・私道側溝、汚水・・・合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号18号、農産物販売施設1棟120.00㎡、茶加工体験広場1,106.00㎡、駐車場120.00㎡、経衝地140.00㎡、通路等220.00㎡、東・北・・・他人畑、西・・・宅地、他人畑、南・・・農道(境界・・・ブロック積、雨水・・・農道側溝、汚水・・・合併浄化槽、所有権移転、売買。この件につきまして、補足説明を行います。 申請地は、松元支所から南西へ約2.5kmに位置する農用地区域内農地です。 申請地は自社茶工場の隣接地であり、茶製品の販売や生業を利用した紅茶等の加工体験を行う広場として転用するものです。 農用地区域内農地は原則として転用するものです。 農用地区域内農地は原則として転用するものです。 農用地区域内農地は原則として許可することは出来ませんが、令和4年9月に販売施設等として、農業振興地整備計画の変更(用途区分変更)がなされており、不許可の例外である、農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可は、止むを得ないと判断します。
議長	以上です。 次に、郡山、19番委員お願いします。

T	
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号19号、住家1棟108.06㎡、庭敷地391.64㎡、法面等139.30㎡、東…山林、墓地、西…市道、南…里道、北…宅地、他人畑、境界…土留、ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。この件につきまして 補足説明をいたします。申請地は、郡山支所から西へ約1.9kmに位置する第2種その他の農地に該当します。申請人は、現在借家住まいであり、自家を建築するにあたり、一般住宅建築に伴う転用面積の上限500㎡を超過しています。申請地は、市道から約5mの高台にあり、がけ地後退が必要なこと、また、使用できない法面部分があり、建築できない面積として139.30㎡あります。従いまして、有効利用面積は499.70㎡となり、今回の申請は、やむを得ないと判断したものです。以上です。
議	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 番号18号は、農用地区域内農地、番号8、9号は、除外後第2種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「13番委員」挙手あり] はい、13番委員どうぞ。
1 3 番 委 員	番号6ですが、接道が河川管理道路しかないのですが、これで建築確認が取れるのですか。
谷山支局	申請にあたっては、土地利用調整課の方に、事前に相談をした上での申請になっておりますので、こちらにつきましては、これで申請が上がっております。
1 3 番 委 員	過去に、河川管理道路は道路として見なさないという回答を、建築指導課から 頂いて、建築できなかった事例がありました。それから、法律や条例が変わって、 河川管理道路だけで建築が可になったのかをお聞きしたいです。これで間違いあ りませんか。
事 務 局	その件につきましては、土地利用調整課の方が判断することになります。農業 委員会としては、土地利用調整課の43条許可の受付を確認しているということ ですので、その内容につきましては、土地利用調整課の判断になります。
1 3 番 委 員	わかりました。

議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」19件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、農用地区域内農地である番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
	議題4. 非農地認定に関する件
	10ページ~12ページ 10件
議 長	次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。
	まず、本局、2番委員お願いします。
	아무리 하다 가 그는 그는
2 番 委 員	
	番号1号、調査結果:住家1棟、44年経過、貸家1棟、43年経過、現況宅
	地。
	以上です。
議長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。
	番号2号、調査結果:孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。
	番号3号、調査結果:雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。
	番号4号、調査結果:7581-7:通路として23年経過、現況道路。75
	81-8:住家1棟、23年経過、現況宅地。
	番号5号、調査結果:法面として約40年経過、現況雑種地。
	以上です。
議長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	ご報告します。
	番号6号、調査結果:雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。
	以上です。
議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。

6	番	委	員	ご報告します。 番号7号、調査結果:雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号8号、調査結果:住家1棟、42年経過、現況宅地。 以上です。
議			長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5	番	委	員	ご報告します。 番号9号、調査結果:雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議			長	次に、松元、17番委員お願いします。
1	7 1	<b>季</b>	員	ご報告します。 番号10号、調査結果:住家1棟、51年経過、現況宅地。 以上です。
議			長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する 件」10件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
				   議題5.農用地利用集積計画に関する件
議			長	次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事	ž	·	局	資料の13ページをご覧ください。 議案第5号、令和4年10月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権6件、9筆、7,772.00㎡。使用貸借権2件、2筆、1,075.00㎡。合計8件、11筆、8,847.00㎡です。 議案書の14ページから17ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局から説明がありました。
	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画
	に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
說	援題6.農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件
議長	
成	を審議します。別冊資料2です。
	それでは、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番委員	ご報告します。2ページです。
	3. 変更後の用途、農家住宅
	4. 現況、申出地は、五ヶ別府町前ノ原地区にあり、谷山支所から北西へ約6.
	0 k mに位置し、東側は他人畑、西・南側は渡人畑、北側は市道に接している。
	5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調
	書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、
	計画変更はやむを得ないものと思われる。
	転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 - N. L. of the control of the cont
	以上です。
議長	ただいま、調査員から説明がありました。
	これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。
	〔「異議なし」の声あり〕
	画変更(除外)に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承
	認することに決定いたします。
	議題7.相続税の納税猶予に関する件
* F	18ページ~19ページ 2件
議長	次に、議題7.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。
	それでは、吉野、6番委員お願いします。

### 6 番 委 員

18ページをご覧下さい。

この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。

この証明書の発行のため、今回継続2件の申請がありました。

令和4年10月19日に15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。

始めに、番号1についてですが、相続開始年月日は平成19年1月20日、申 請人は被相続人の子であり、今回が6回目の発行でございます。

申請は令和4年10月11日に提出されました。

今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、 特例適用 農地1から3は続き地であり、ビニールハウス5棟に、カイワレ、三つ葉を水耕 栽培中、春菊、水菜、パクチー、イチゴを作付中でした。

特例適用農地4には、硬質ハウス2連棟1棟に、ほうれん草、春菊を作付予定とのことでした。また、露地には、ブロッコリーを作付中でした。

19ページをご覧ください。

次に、番号2についてですが、相続開始年月日は平成19年2月16日、申請 人は被相続人の子であり、今回が6回目の発行でございます。

申請は令和4年10月5日に提出されました。

今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、

特例適用農地1から2は続き地であり、サツマイモ、ジャガイモ、白菜、キャベツ作付中、タマネギ作付予定とのことでした。

特例適用農地3には、カブ作付中、大根を作付予定とのことでした。

従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。

以上で説明を終ります。

## 議

長

ただいま、調査員から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「相続税の納税猶予に関する件」 2 件につきましては、原案どおり決定することにいたします。

議題の審議は以上です。

続きまして、報告事項に入ります。

				報告事項
				1. 法務局から照会のあった農地等の現況について
				2 0ページ~2 3ページ 4件
議			長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」
				まず、谷山、14番委員お願いします。
1	4 1	番 委	員	,, , , , , , ,
				照会日:令和4年9月26日、現況:非農地、調査結果:該地は市街化調整区
				域内にあり、現況非農地である。
				処理状況:令和4年10月3日 鹿児島地方法務局へ報告済。   次に、21ページです。
				「いに、21・、 ラ (
				域内にあり、現況非農地である。
				処理状況:令和4年10月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
				70.11 (NOT 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
議			長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6	番	委	員	報告します。22ページです。
				照会日:令和4年9月16日、現況:非農地、調査結果:該地は市街化調整区
				域内にあり、現況非農地である。
				処理状況:令和4年9月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議			長	次に、桜島、5番委員お願いします。
时戈			X	
5	番	委	員	報告します。23ページです。
				照会日:令和4年10月13日、現況:非農地、調査結果:該地は都市計画区
				域外にあり、現況非農地である。
				処理状況:令和4年10月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。
				2. 相続税の納税猶予に関する件について(税務署照会)
亲				24ページ~26ページ 2件
議			長	次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について(税務署照会)」 それでは、吉野、6番委員お願いします。
				ではしては、ロガ、ひ笛安良の願いしより。
6	番	委	員	24ページから26ページをご覧ください。
	. •	- •	•	報告事項2についてですが、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況に関
				し、税務署照会ついて、令和4年10月19日に15番委員、私、事務局職員2
				名の計4名で調査を行いました。
				2件9筆の全てについて、自らが所有し自ら農地等として使用している。
				野菜作付中、野菜作付準備中である。
				令和4年10月25日に鹿児島税務署へ報告済みです。
				以上です。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 27ページ~28ページ 9件 4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 29ページ~36ページ 21件 5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 37ページ 2件 次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 長 議 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。 事 27ページをお開きください。 務 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町 村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田6筆、1,987.00㎡、畑19筆、12,499.00 m²となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権 が9件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が8件となっております。 28ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。 次に、29ページをお開きください。 務 報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処 理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、共同住宅、駐車場が各1件、合計2件とな っております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、共同住宅、駐車場が各2件、そ の他が1件、合計19件となっております。 30ページは、4条関係2件、31ページから36ページは、5条関係19件 の内容です。お目通しをお願いいたします。 事 次に37ページをお開きください。 務 報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてで す。 喜入地区で1件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。

			the limite of the last of the
			6. 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について
事	務	局	
			報告いたします。
			別冊資料3をご覧ください。
			表の一番下の合計欄をご覧ください。
			まず、二段書きの上の段の8月分については、訪問戸数85戸、うち不在9戸、
			調査回答戸数76戸、貸出希望、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業
			活用実績はありませんでした。
			各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。
			以上で報告を終わります。
			- Mit Id. 0.2
			7. 農地パトロールの結果について
	→/.		別冊資料4
事	務	局	3,000
			ございます。
			1ページ、2ページが、農地パトロールの結果で、無断転用はなしという報告
			をされております。
			3ページ、4ページにつきましては、農地利用変更届出の案件につきまして、
			現地確認をしていただいております。
			報告内容については、お目通しください。 - N. L. C. P.
			以上です。
議		長	ありがとうございました。
F122			
			   (議事終了:午前10時30分)
			(MA 3-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
			   続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事	務	局	・令和4年度第9回総会(月例)開催日時は、
			11月28日(月)午前10時開会
			みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議		長	以上で、本日の総会を終了いたします。
			閉 会(午前10時35分)